

緊急・道路維持作業用自動車一覧表

	区分	用途	使用できる者（機関）	要件など	根拠法令	
緊急自動車	届出	消防用自動車	消防機関その他の者 消防機関のほか ・工場・自治会等の 自警消防団 などが該当	消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの（ポンプ車、はしご車、救助工作車等） 塗色は朱色であること 自治会等の自警消防団の場合は、活動実態が分かる書面が必要です	道路交通法施行令第13条第1項第1号	
		救急用自動車	国、県、市町村 医療機関	傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの 塗色は白色であること 医療機関の場合は、医療開設証明書のコピーが必要です	同第1号の2	
	指定	消防用自動車	消防機関	区分「届出」以外の消防用自動車 塗色は朱色であること	同第1号の3	
		救急用自動車	県、市町村	傷病者の応急手当のための出勤に使用する自動二輪車 塗色は白色であること	同第1号の4	
		警察用自動車	警察	警察の責務を遂行するため使用するもの	同第1号の7	
		自衛隊用自動車	自衛隊	部内の秩序維持・自衛隊の行動・部隊の運用のため使用するもの	同第2号	
		検察庁用自動車	検察庁	犯罪の捜査に使用するもの	同第3号	
		矯正施設用自動車	刑務所 その他の矯正施設 拘置所、少年院、 少年鑑別所、 婦人補導院 など	逃走者の逮捕・連戻し・被收容者の警備のため使用するもの	同第4号	
		電気事業用自動車	電気事業者	危険防止のための応急作業に使用する自動車 ガス事業者は、ガス事業許可証のコピーが必要です	同第6号	
		ガス事業用自動車	ガス事業者 一般(都市)ガス・ 簡易ガス事業者			
		水道事業用自動車	水道事業者 県、市町村等の 上水道事業者			
		鉄道事業用自動車	鉄道事業者			
		電信電話事業用自動車	電信電話事業者			
		路上障害物 排除事業用自動車	日本自動車連盟			
	水防機関用自動車	水防機関 国、県、市町村の 治水に関する部署	水防のための出勤に使用する自動車	同第7号		
	輸血用血液製剤 搬送用自動車	輸血用血液製剤 販売業者 日本赤十字社	輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車 塗色は白色であること	同第8号		
	道路管理用自動車	道路管理者	道路の通行を禁止し若しくは制限するための応急措置、障害物を排除するための応急作業に使用する自動車	同第9号		
	このほか「県、市町村の要請を受けた医療機関が救急現場に医師を派遣する自動車」「国家公安委員会が定める基準に該当する医療機関が緊急往診する医師を搬送する自動車」「入国管理局等が容疑者の收容等に使用する自動車」「医療機関が臓器の摘出を行う医師や摘出に使用する器具を搬送する自動車」「総合通信局等が無線局探査に使用する自動車」「交通事故調査分析センターが事故例調査に使用する自動車」があります					
	道路維持作業用自動車	届出	道路維持作業用自動車	道路管理者 委託を受けて道路維持 作業を行う者	道路の維持・修繕・道路標示の設置に必要な特別の構造・装置を有する自動車 (モータ・スイーパー、ショベル・ローダ、モータ・グレーダなど) 「委託を受けて道路維持作業を行う者(一般の会社等)」の場合は、道路管理者との業務委託契約書のコピーが必要です	道路交通法施行令第14条の2第1号
指定		道路維持作業用自動車	道路管理者	道路の損傷箇所等を発見するため使用する自動車 (道路パトロールカー、トラック・ダンプなど道路維持作業に使用する貨物自動車) 車体の両側面及び後面の幅15センチメートルの帯状かつ水平の部分に白色に、車体のその他の部分を黄色に塗色したもの	同第2号	